

ステップ3 源泉徴収簿に記載する

源泉所得税の「控除前税額」と「控除した金額」の両方を源泉徴収簿に記載します。

(各人別控除事績簿)

基準日在职者 (受給者の氏名)	同一生計 配偶者を 扶養する 人数	月次減税額 の計算 月次減税額 配当者本人 扶養人数 × 30,000円	令和6年6月25日				月次減税 令和6年6月28日			
			控除前 税額	②のう ちから 控除し た金額	控除しきれ ない金額 (②-④)	控除前 税額	⑤のう ちから 控除し た金額	控除しきれ ない金額 (⑤-⑦)	控除しきれ ない金額 (⑤-⑦)	
山川 太郎	3	120,000	11,750	11,750	108,250	93,000	93,000	15,250		

(源泉徴収簿)

給与	5/24	500,000	78,300	421,700	2	11,750	11,750
6/25	500,000	78,300	421,700	2	11,750	0	▲11,750
賞与	6/28	900,000	140,840	759,060	2	93,000	▲93,000

ステップ4 源泉所得税の納付

事業所は各月の源泉所得税の納付の際（納期の特例を受けている事業所は7月と1月）、定額減税後の税額で納付します。

各人毎の「月次減税額の控除を行った後の金額」を集計した金額です。

ステップ5 年末調整について

年末調整をする際に、源泉徴収簿上での計算方法も右図のとおり変わります。また、源泉徴収票の摘要欄にも減税控除額等を記載する必要があります。

区分	金額	税額
給料・手当等	① 5,970,000円	③ 111,810円
賞与等	④ 1,800,000	⑥ 93,000
計	⑦ 7,770,000	⑧ 204,810
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 5,893,000	
所得金額調整控除額 (⑩-⑧)×10%、マイナスの場合は0	⑩ 5,893,000	⑪ 589,300
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑫ 5,893,000	

差引控除前所得金額(⑬-⑩)及び算出所得税額	⑬ 3,011,000	⑭ 203,600
(特定増徴施策)住宅借入金等特別控除額	⑮ 40,000	
年調所得税額(⑯-⑮、マイナスの場合は0)	⑯ 163,600	
年調年税額(⑯×102.1%)	⑰ 167,037.2	
差引超過額又は不足額(⑰-⑭)	⑱ 163,310	
超過額	⑲ 163,310	
不足額	⑳ 0	

- ① 余白に「⑱-2」として、年調減税額を記載します。
- ② 余白に「⑱-3」として、「年調所得税額」欄の金額から「⑱-2」を控除した残額を記載します。
- ※ 「年調所得税額」欄の金額から「⑱-2」の金額を控除して、控除しきれない金額がある場合には、余白に「⑱-4」(控除外額)として記載します。

今回の定率減税について、従業員の方の家庭事情や雇用形態によって様々なパターンが想定され、事務が煩雑化されることが予想されます。詳しいことやご不明点は、「定額減税特設サイト」をご参照いただくか、「質問用チャットボット」をご利用ください。



特設サイト



チャットボット

